# インドにおける経済発展と土地収用

――「開発と土地」問題の再検討に向けて――

さ とう はじめ 食

#### 《要 約》

本稿は、経済成長著しいインドで近年頻発している土地収用をめぐる社会的な摩擦について考察する。まず、実際に社会問題となった土地収用問題を紹介し、現行の土地収用法(1894)と今議論されている新法案(2011)の内容と特徴、問題点を分析する。そのうえで、なぜ今になって土地収用問題が顕在化しているのか、その背景にある社会的要因を考察し、以上の検討を前提として、土地収用にかかわる経済学的および法学的な理論上の課題を検討する。本稿の議論は、インドは今、1991年の全面的経済自由化以前とは異なる社会条件のなかで開発と土地の再配分という問題に直面しており、かつ、現行の土地収用制度には問題が多く、見直しは喫緊の課題であると思われること、また、今議論されている新法案にも多くの論点が残されており、開発と土地収用は古くて新しい問題であるものの、理論的な分析が十分に尽くされているわけではなく、より詳細で学際的な再検討が必要な領域であると思われることである。

#### はじめに

- I インドにおける土地収用問題の概観
- Ⅲ 現行の土地収用法(1894年)と新法案の特徴と問題点
- Ⅲ 土地収用をめぐる争いの激化の背景にある諸要因
- Ⅳ 土地収用と所有権に関する理論的な問題について おわりに

## はじめに

2002年以降,年平均8~9パーセントという 高いGDP成長率を記録し,経済成長著しいインドでは,とくにここ数年,土地収用をめぐる 争いが表面化している。たとえば,タタ・モーターズ社が,土地を収用された農民などによる 反対運動の激化により、西ベンガル州 Singurに建設された工場における「1 lakh car(10万ルピー車)」の生産をあきらめ、2008年にグジャラート州へと生産地の変更を余儀なくされたことは記憶に新しい。また、オリッサ州に計画されている韓国鉄鋼大手ポスコ社の製鉄所敷地予定地からの住民の立ち退きも、2005年6月のMoU の調印から6年以上を経た今なお、解決をみていない。さらに2011年にも、ウッタル・プラデーシュ(UP)州 Greater Noida のヤムナ高速道路建設プロジェクトや、マハーラーシュトラ州 Jaitapur の原子力発電所建設プロジェクトなどの土地収用問題で、反対住民と州政府側

との衝突が起こり, 死傷者も出ている。

こうした土地収用問題について、大きく分けて2つの立場からの懸念がある。一方で、経済成長を重視する立場からは、土地収用問題の激化により、ただでさえ遅れがちなインフラストラクチャー(インフラ)の整備にさらに時間がかかり、今後の経済成長に対する足かせとなりかねないという議論が展開されている(注1)。そして、こうした議論は、政府がより迅速に土地を収用できるように法制度を改めるべきだという主張に結びつく [Planning Commission 2002]。とりわけ1894年制定の土地収用法(the Land Acquisition Act of 1894)は、すでに制定から1世紀以上たっており、時代の要請に応えていないと訴えることになる。

他方で、土地を収用される側の権利利益を重視する立場からは、開発の名の下に多数の農民や住民を犠牲にして、少数の企業や政治家、官僚の利益になるような土地収用が頻繁に行われていることに強い懸念を表明する議論が展開されている [Baxi 2008]。この立場も、こうした憂慮すべき事態が生じている原因のひとつとして土地収用法が時代遅れになっていると指摘している。ただし、この立場が示唆する法改正の方向は、土地収用が必要な場合があるとしても、土地収用が許される目的を明確化して限定し、立ち退きを強いられる住民の生活や権利をより充実させる方向での法改正が必要だという側面を重視する主張になる [Desai 2011]。

これらの見解は必ずしも相互に排他的ではないと思われるものの,土地収用問題をどう考え,どう対処するかは,実践的に難しい課題であるのみならず,理論的にも奥深い問題を孕んでいる。なぜなら,ひとまず経済成長を重視する立

場に立つとしても,一方で,土地に対する所有 権を十分に保障せねば農地にしても工業地にし ても所有者の投資を行うインセンティブを損 なってしまうと考えられ、他方で、所有権の保 障に制限を加え迅速に土地収用を行ってインフ ラを整備しなければ、より高い生産性を見込め る投資を呼び込むことができないというアンチ ノミーが存在する。加えて, 所有権の自由権と しての側面を考慮に入れるならば、土地の効率 的な利用を重視して迅速な土地収用の実現を可 能にするべく所有権の保障を多少は犠牲にする ことが公益に適い公共のための善とされるべき なのか, 私的所有権絶対という近代社会の原則 に忠実たらんことを重視して国家の土地収用権 限の発動に厳重な縛りをかけることを優先する ことが市民の自由を保護するという広い意味で の公益に適うと考えるべきなのか、いいかえる と, 封建社会から近代へと移行する過程で自由 権のひとつとして獲得されあるいは位置づけら れてきた所有権をどう保障しかつ制限すべきか, その制限はどのように正当化されるのか, 公益 とは何か、という価値判断の問題を避けること はできない。このとき、土地所有権の実質的保 障を最終的に担保しているものは国家であると 同時に、土地所有権の保障に対する脅威をもた らすものも国家である、というアンチノミーに 直面する。

このように重要で困難な問題を孕む開発と土 地収用の問題をインドについて検討した邦文の 先行研究は、農地改革問題やナルマダー・ダム などの開発プロジェクトなど1991年の全面的経 済自由化以前の問題を検討する研究はあるもの の、21世紀に入りここ数年激化している土地収 用問題を検討したものは管見の限り存在しない。

そこで、本稿は、まず、なぜ土地収用をめぐる 社会摩擦がインドで今になって顕在化している のかを明らかにすることを課題として設定する。 同時に、そのことを検討することを通じて、開 発と土地収用の理論的な問題を改めて整理検討 する。第 I 節では、昨今のインドで生じたいく つかの典型的な土地収用問題を取り上げつつ. 現実の土地収用事例がどのように生じているの かを素描する。第Ⅱ節は、第Ⅰ節で明らかに なった問題がインドの土地収用にかかわる制度 とどのように結びついているのか、法制度上の 問題点を抽出する。第Ⅲ節では、インドにおけ る土地収用問題の顕在化をどう理解すべきか. より広い政治経済的あるいは社会的な背景を考 察する。第Ⅳ節では、以上の検討を基に、土地 収用と所有権にかかわる理論的問題を整理し, 最後に本稿の議論をまとめる。

### I インドにおける土地収用問題の概観

本節では、まずインドで土地収用問題がどのようなかたちで表れているかを瞥見したい。もちろん、広大なインドすべてで起こっている土地収用問題を網羅して検討することは不可能であり、また整備された公的な統計も土地収用については存在しない [Fernandes 2004]。そこで、本節では多くの文献に従い [Ramanathan 2008; Sathe 2011]、1991年の全面的な経済自由化以前と以後に分けて土地収用問題を整理し、いくつかの具体例を素描する。経済自由化以前と以後とで、土地収用をめぐる社会的なコンテクストが大きく変化しているということが、諸文献がこの区分を採用している理由である。

ただし,経済自由化の前と後でどの程度,土

地収用の内容と規模が異なるかを統計的に把握 できない以上,一定の留保が必要である。 つま り、自由化以前については「封建的大土地所有 者 v. 小作人と近代化 (を代表する政府)」とい う対立図式で土地収用問題を把握し、自由化以 後は「富める資本家と民間企業 (を代表する政 府) v. 貧しい農民 | という対立図式で把握する という有力な論調 [Venkateswaran 2007; Levien 2011] は、一面の真実を捉えていると思われる ものの、誇張されすぎている可能性もある [Chakravorty 2011]。管見の限りでもっとも詳し いデータ「Fernandes 2008, 91, Table 6.1」を参照し ても、そこからは、ダム建設など水にかかわる 事業と道路など運輸にかかわる事業の影響が大 きいことがうかがわれるのみで、自由化以前と 以後でどのような変化があったかを把握するこ とはできない。このように経済自由化の before/after 型の整理には注意すべき点があるも のの、経済自由化がインドにおける開発戦略の 歴史的な転換点であったことは確かなことなの で、土地収用問題を政府の開発戦略との関係で 把握するには有用であり、この区分にて具体例 を整理する。

#### 1. 1991年経済自由化以前

独立から1970年代頃までの土地収用には大きく分けて2種類存在する [Ray and Patra 2009; Levien 2011; Sathe 2011]。ひとつは、いわゆる農地改革のための土地収用であり、とりわけ藩王やザミンダールなど封建的地主階級の土地を収用し自作農を創出するための土地収用である(注2)。もうひとつは、5カ年計画に基づく工業開発のための土地収用であり、ダム(発電や灌漑目的)や鉱山、鉄道、製鉄所など、公共部

門が主体となって開発するとされた大型プロジェクトのための土地収用である。大まかにいえば、前者はごく少数の特権階級の犠牲において多数の農民の利益を促進しようと企図するものであり、後者は多数の(とはいっても国民全体からみれば一握りの)住民の犠牲において国家全体の工業化を推進しようとするものであった。

1970年代半ばまでは、農地改革や工業開発、 分離独立の過程で難民化した人々に提供するコ ロニーなど, 土地収用の目的が何であれ, 地主 階級の少なからぬ人々が頑強に抵抗し、私的所 有権絶対の原則で理論武装し、問題は最高裁判 所(最高裁)の場においてすら頻繁に争われた [Ganguli 2006]。インド憲法史ではよく知られて いるように(注3),立法部および行政部が社会経 済改革を推進するために導入した法令を, 司法 部がおもに財産権に対する侵害を根拠に違憲と する判決を少なからず下し,これらの違憲判決 を無効とするために立法部が憲法改正を実施す ると、さらに、司法部は憲法の基本構造を破壊 することは立法部のもつ憲法改正権に含まれな いとして、憲法改正を無効とする判決を下す、 という対立が1970年代前半まで継続した(注4)。 こうした長年にわたる争いの末、1978年の第44 次憲法改正で財産権は憲法上の「基本権」のリ ストから削除され、したがって、土地収用を含 む政府による財産権の制限は「基本権」に対す る侵害には該当しないことになった。

工業開発のための土地収用については、対象 地の住民は近代的な所有権の概念にも慣行にも なじみのない少数民族であることも多く、1970 年代までは、こうしたケースの多くの場合、補 償も十分ではなく代替の土地も与えられないま

まに、その苦悩の声は葬り去られてきたという [Fernandes 2008; Sathe 2011]。前述したように公 的な統計はないものの、いくつかの研究を総合 して推計すると、1947年から2004年までの間に 2500万ヘクタール以上の土地が収用され、少な くとも6000万人が立ち退きを強いられたという [Fernandes 2008]。たとえば、1948年に着工した オリッサ州 Hirakud ダムでは、1957年に操業開 始するまでの間に、285村、2万2141世帯、およ そ11万人が立ち退き、そのうち設けられたリハ ビリテーション・キャンプに落ち着いた人々は 2185世帯だけだったという [The Perspectives Team 2007]。このダム工事の着工は初代首相ネ ルーが直々に行い、そのとき立ち退きを強いら れた住民たちに向けた言葉もよく知られている。 「もしわれわれが苦しまなければならないとす るならば, 国のために苦しむべきである (if you are to suffer, you should do so in the interest of the nation) |(注5)。

上述したように、この時期の工業開発は公営企業を含む公的部門が中心となって進めることを開発の基本方針としていたものの、民間企業のために土地収用が行われたケースも存在する。たとえば、民間企業の紡績機械製造工場のための土地収用が争われた R.L. Aurora v. State of UP事件判決(AIR 1962 SC 764)で、最高裁は、土地の獲得を模索する民間企業の代理人として政府が行動することは土地収用法の予定するところではなく、民間企業のために土地収用できるケースは、病院や図書館など、実際に建設される施設が公衆にとって直接有益であり、かつ公衆が利用できる場合のみであると判示した。これに対して、政権側は、1962年に土地収用法を改正し、公共の目的のための工業や作業に従事

しようとする民間企業のために政府は土地を収用できるとして、民間企業のための土地収用を容易にし、かつこの改正は遡及的に適用されるとした [Chakraborty 2011]。

1980年代に入ると、立ち退きを命じられた住 民の反対運動により計画が中止されたり大幅な 変更を迫られるケースも散見されるようになる。 たとえば、ビハール州 Koel Karo のダム計画や、 バーラト・アルミニウム社によるオリッサ州の ボーキサイト鉱山の採掘計画のための土地収用 はいずれも住民による強い反対運動に直面して 棚上げされた [Ray and Patra 2009]。国際的にも よく知られた事例は、ネルーの首相時代に計画 され、1980年代に工事の始まったナルマダー・ ダム建設プロジェクトであろう<sup>(注6)</sup>。マディ ヤ・プラデーシュ,グジャラート,マハーラー シュトラの3州にまたがる多目的巨大ダムの建 設のため、多くの住民(そのうちの少なからぬ 人々が指定部族に属する)が、立ち退きを命じ られた。補償や代替地をめぐって、ダム建設反 対運動も活発化し、融資を当初は決めていた世 界銀行も調査団を派遣するなどの事態となり, インド政府は世界銀行への融資申請を撤回し, そのほかの財源で事業を進め、今も工事は続い ている。

### 2. 1991年経済自由化以後

1991年の経済自由化以後に問題となっているケースは基本的には工業開発のための土地収用であり、とくに目立つのは民間企業に土地を利用させる目的の土地収用である。経済自由化以後は民間企業による工業用地、鉱物資源の採取、住宅の建設などの土地需要が増え、またこれと呼応して高速道路などインフラ整備のための土

地需要が増えているからである [Levien 2011; Sathe 2011]。これらにつきおもな例を表 1 に示した。

近年の一連の土地収用をめぐる争いが耳目を 集める嚆矢となったのは、次の2つの事例であ る [Banerjee et al. 2007; The Perspectives Team 2007]。 2006年1月2日に、オリッサ州 Kalinganagar に おいて、タタ・スチール社のための土地収用に 反対する運動で、警察の発砲により住民(指定 部族)12人(ほかに警官1人)が死亡するとい う事件が起こった。続く2007年には、西ベンガ ル州 Nandigram で、インドネシアのサリム (Salim)・グループの特別経済区 (Special Economic Zone: SEZ) 建設のための土地収用で、 3月14日に4000人以上の警官隊が投入され、土 地収用に反対していた住民14人が死亡するとい う事件が起こった。これまであまり取り上げら れなかった住民の土地収用反対運動を,こうし た衝撃的な事件以降, 大手メディアも頻繁に取 り上げるようになったという(注7)。

土地使用目的については、官民連携(Public Private Partnership: PPP)形態による土地開発や SEZ のための土地収用などは、工場、インフラ、住宅など複合的な用途に関わっており、タウンシップ開発のための土地収用には道路などインフラ開発も含まれる。それゆえ、必ずしも明確に区分することはできないが、便宜的に大きく3つの類型にここでは整理したい。第1は鉱工業を展開しようとする企業に土地を提供することをおもな目的とする土地収用であり、SEZのための土地収用もこれに含む。第2はダムや高速道路、鉄道など狭義のインフラに使うことをおもな目的とする土地収用、第3は拡大する都市人口の受け皿など住宅建設をおもな目的と

する土地収用である。

民間企業のための土地収用に関わる第1の類型については、自動車生産や製鉄、発電、SEZなど多くの事例がある(表1)。オリッサ州 Kalinganagar におけるタタ・スチール社のための土地収用は、上述したように衝撃的な結果を生んでしまったこともあり、また経緯をみると経済自由化による政策の変化が土地収用にどのような影響を及ぼしたかがよく表れているのでこれを簡潔に紹介する(注8)。

後進州として知られるオリッサ州は、1991年 の経済自由化の後、鉱業に民間資本の参入が許 されるようになって以来(注9)、民間投資を呼び 込み, 豊富にある鉱物資源をてこに工業化を推 進しようとしてきた。そのために必要な土地収 用が相当に強引に進められるケースが散見され ていた(注10)。事件の起こった Kalinganagar 地区 には鉄鉱石が豊富にあり、鉄鋼業を核とする工 業団地の建設計画が1990年代初めから持ち上 がった。州は1990年代前半に土地収用をまず 行ったが、住民は生活水準が向上するという州 政府の説明を信じ、この頃は土地収用にさほど 批判はなかったという。ただし、当時は鉄鋼市 場が冷え込んでいたなどの要因により, 実際に この地区に工場を建設した民間企業はなく, 土 地収用の対象とされた地域につき, 人々はその まま居住しあるいは農耕していた。

2002年以降になって鉄鋼市況が改善すると、 州政府は製鉄所の建設につき40以上の MoU を 多くの民間会社と結び、この地域は鉄鋼業集積 地と喧伝されるようになる。タタ・スチール社 も2004年に州と MoU を結び、年産600万トン の製鉄所を1540億ルピーで建設する予定であっ た。2006年の時点では、2社(Nilachal Ispat Nigam Ltd: NINL 社ほか) が操業中, 2 社がトライアル中, タタ・スチール社, マハーラーシュトラ・シームレス社などが建設予定で,これらがすべて操業すればこの地区だけで粗鋼年産1200万トンにもなる規模であった。州はタタ・スチール社には,収用価格のおよそ10倍,エーカーあたり35万ルピーで土地を譲渡した。なお,補償は土地所有記録書(Patta)を持っている者にのみ支払われた。

立ち退きを強いられる住民の移住および生活 再建(Resettlement and Rehabilitation: R&R)の方 針については、オリッサ州には制定された法令 はなく、ケースごとに指針を策定していた。 Kalinganagar 地区では、2006年までに814の世 帯が立ち退きを強いられていたが、そのうち 639世帯は1997年に NINL 社の工場建設のため に立ち退かされ、そのうち182世帯の構成員が 同社に雇用された。雇用を提供できない場合に は金銭的補償をするよう企業に州は命じている が強制力はなく、残りの457世帯は補償を受け 取っていないという。立ち退きの対象となった 人々には世帯あたり0.1エーカーの土地を提供 するコロニーが用意され、NINL 社のために立 ち退いた世帯のためのコロニーについては, 639世帯のうち120世帯が入居し、入居しなかっ た世帯には5万ルピーが支払われた。このコロ ニーに住む120世帯のうち20世帯の構成員のみ が NINL 社に雇用されており、残りの世帯につ いては、定まった仕事がなく日雇いとして働い ていることが多いという。また、2005年の時点 でも、このコロニーには、パンチャーヤット (村の自治) 上の権利は何もなく, さらに土地 所有記録書も与えられていないため土地家屋を 売ることも自由ではないという状況であった。

ノロンエクトの内谷	おもな渕建定来	場所	進捗状況
SEZ	Reliance	マハーラーシュトラ, Raigat	×
SEZ	Salim group	西ベンガル, Nandigram	×
監獄		UP, Shahjanpurlまか	×
自動車工場	Tata Motors	西ベンガル, Singur	×
製鉄所	Tata Steel	オリッサ, Gopalpur	×
二酸化チタン	Tata Steel	タミル・ナードゥ, Tuticorin	×
アルミニウム精錬	Vadanta (UK Based)	オリッサ, Jharsuguda	◁
原子力発電		マハーラーシュトラ, Jaitapur	◁
高速道路(Ganga)	PPP(JP group)	UP	◁
高速道路(Yamuna)	JP group	UP	◁
住宅,タウンシップ		UP, Greater Noida	◁
製鉄所	Bushan Steel	ジャールカンド, Potka	◁
製鉄所	Tata Steel	チャッティースガル, Bastar	◁
製鉄所	Essar Group	オリッサ, Paradip	◁
製鉄所	POSCO	オリッサ, Paradip	◁
製鉄所	L.N. Mittal Group	オリッサ, Kasaphal	◁
製鉄所	Tata Steel	ジャールカンド, Saraikela	◁
製鉄所	Sajjan Jindal Group	西ベンガル, Salboni	◁
製鉄所	Tata Steel	オリッサ, Kalinganagar	◁
製鉄所, 発電所, 鉱山	Jinadal Power and Steel	チャッティースガル, Raigarh	◁
製鉄所,発電所,鉱山	L.N. Mittal Group	ジャールカンド, Torpa	◁
ダム		アーンドラ・プラデーシュ, Polavaram	◁
発電所	Sajjan Jindal Group	ラージャスターン, Marmer	◁
発電所	Mose Baer	ジャールカンド, Chandil	◁
ボーキサイト採掘およびアルミナ精製	Hindalco (Aditya Birla group), Alcan (UAIL)	オリッサ, Kahipur	◁
ボーキサイト採掘およびアルミナ精製	Vedanta(Ukbased)	オリッサ, Lanjigarh	◁
SEZ	Mahindra Group	ラージャスターン, Bagru	0
SEZ	Mahindra Group	タミル・ナードゥ, Maraimalainagar	0
港湾と SEZ	Adani Group	ゲジャラート, Mundra	0
自動車工場	Hyundai Mortor	タミル・ナードゥ, Irungattukottai	0
発電所	Navin Jindal Group	チャッティースガル, Raigarh	0

(出所) Kakani, Ram, and Tigga (2009, 136, Table 17.1) を基に、各種資料から情報を追加かつアップデートして作成。 (注) 進捗状況の○は完了, ×は計画取りやめ, △は反対運動により先行き不透明, をそれぞれ意味。

このように実際には雇用も生活の向上も望め ず, 生活の手段が奪われることを目の当たりに し,次第に反対運動が広がり組織化された。 2005年 5 月に同じく Kalinganagar 地区内にある マハーラーシュトラ・シームレス社の工場建設 予定地の地鎮祭にて住民がこれを阻止するため に対象地に座り込むなどの示威行為をした際に, 州政府側との衝突が起こり、後日、村に警官隊 が投入され、住民に死傷者が出、州政府側と住 民側の対立は決定的になり、2005年7月のタ タ・スチール社の地鎮祭でも3000人ほどの反対 者が集まり逮捕者が出た。このような状況のな かで、2006年1月2日にタタ・スチール社が製 鉄所建設予定地の境界フェンスを建設し地なら しをしようとすると、300人ほどの反対住民が 集まり、これに対して治安維持のために投入さ れていた300人ほどの警官隊による発砲が起き て, 死亡者が出る惨事となったのである。

第2の類型は、ダム、道路や監獄など公共の設備となる土地の収用である。これらのケースのうち、土地収用法の運用上の問題がよく表れているヤムナ高速道路のための土地収用問題に以下触れる(注11)。

オリッサ州と同じく後進州とされる UP 州はインフラ・プロジェクトにより経済成長を促進することを計画しており、経済自由化以後、土地収用を積極的に行っている。ヤムナ高速道路のケースでは、デリーとアグラを結ぶ165キロ余りに及ぶ8レーン高速道路が2007年に計画され、州政府は土地を収用される住民からの異議申立て手続を省略する緊急の土地収用手続を用いて、土地収用を実施した。本件では、JPインフラテック社が建設を受注し、また36年間にわたり高速道路料金を徴収する権利を得ており、

さらに高速道路沿いにハイテクシティをつくる ための土地収用も州政府は同時に行った。この 高速道路のために、4万3000ヘクタール、1191 の村が土地収用の対象となり、ハイテクシティ については334村70万人ほどに影響する。土地 の収用価格は、2008年までは、1平方メートル あたり250から400ルピーであったが、反対運動 や訴訟が起きると価格は2倍以上になり、2010 年に Tappal 村で起きた土地収用反対農民たち による暴動, Bhatta and Parsaul 村の2011年の暴 動がこれに続いて、国民会議派幹事長のラウ ル・ガンディが村に入って UP 州政府を批判す るなど大きな政治問題となった。UP州では監 獄建設計画のために土地収用法の緊急条項を用 いて土地収用を行った案件について、最高裁が 緊急の必要性があったとはいえないとして当該 土地収用を無効とし、元の所有者に返還するよ う命じており (Dev Sharan v. State of Uttar Pradesh, 2011 4 SCC 769), ヤムナ高速道路についても土 地収用の無効を求める令状訴訟が提起され、今 後どのように事態が進んでいくのか注目される。

住宅の建設にかかわる第3の類型で、現在問題となっているケースの典型例は、政府が土地収用をした後、デベロッパーなどの民間企業に土地を売り渡し、そのデベロッパーが戸建てやマンションを建設し一般に販売するという形態である。近年もっとも大きく報道された事例はUP州 Greater Noida 地区の土地収用問題である(注12)。

Greater Noida 地区でもともとは工業用に収用された土地について、アラハバード高等裁判所(高裁)が2011年5月にShehberi村、Surajpur村それぞれ156ヘクタール、72ヘクタールの土地収用を無効にした。上述の緊急条項に基づいて

州は土地収用を行っていたが、高裁は、緊急の必要性があったとはいえず、また工業用から住宅用に州の事前の許可なく変更されたことを理由に無効とし、収用した土地を返還するよう命じた。この高裁判決を2011年7月に最高裁が支持し、その結果、同時に土地収用が行われていた近隣の村々の土地所有者も土地収用の無効を求める訴えを多数起こす事態となった。すでに建設予定のマンションは販売されており、どう処理するのか裁判外の話し合いも含めて協議が続いている。

以上瞥見したように、今現在問題の中心となっている民間企業のための土地収用について、政治的独立だけでなく経済的独立と新しい国民国家の形成を目指していた建国期にはあるいは力をもっていたかもしれない先に引用した、いわば国のために犠牲を甘受せよと訓示するネルーの言葉に、同じような説得力を期待することが難しいことは明らかであるように思われる。では経済自由化以前と以後とで何がどのように変化しているのかについては改めて第Ⅲ節で考察することにし、次節ではまず土地収用に関する制度的な問題点を検討する。

# Ⅱ 現行の土地収用法(1894年)と 新法案の特徴と問題点

前節でみたインドの事例からも確認できるように、土地収用の問題は一般に、第1に何のために収用を実施するのかという目的の問題、第2に住民の意見聴取など手続の問題、第3に補償およびR&Rの問題が存在する[Mahalingam and Vyas 2011]。もちろん、こうした問題は、法治国家であれば法令に則って筋道をつけるべく

調整されることが原則であり、インドも土地収 用のための法制度が存在し、本節ではインドの 土地収用法制度の特徴と問題点を検討する。

### 1. 土地収用の憲法上の根拠

1978年の第44次憲法改正によって挿入された 憲法300A条は、法の権威による場合を除いて は何人もその財産を奪われない、と定めている。 第44次憲法改正までは、財産権は「基本権 | (憲法第Ⅲ部) として憲法19条(1)(f)に定められ、 同じく基本権の章におかれた31条は不当な土地 収用からの個人の財産の保護を規定していた。 しかし、すでに触れたように、開発と土地をめ ぐる争いの過程で,この憲法改正により財産権 は19条から削除され、憲法上の「基本権」では ないという扱いになった。つまり憲法上の権利 ではあるものの基本権ではなく、 それゆえ財産 権を法令で制限しても基本権の制限には該当せ ず、国民は財産権への侵害につき憲法32条に依 拠して最高裁に直接訴えることはできないこと となっている。さらに、憲法31条も同時に削除 されたため、財産権については、土地収用に関 する法令や国家の指導原則の規定 (憲法第IV部) を実現するための法令は14条(法の前の平等), 19条 (さまざまな自由権の保障) を根拠に無効と はみなされないと規定する31A条および31C条, そして憲法第9付表に列挙された法令は基本権 の侵害を根拠に無効とはされないと規定する 31B 条が、基本権の章には残るのみである(注13)。

憲法上、土地については州の専属管轄であるが、土地収用については中央と州の共同管轄である(第7付表)。それゆえ、土地収用は、中央政府によって行われる場合もあれば州政府によって行われる場合もあり、法制度上は、1894

年土地収用法を基本としてそれぞれの州による修正が加えられている。ただし、ある種の目的のための土地収用ないし立ち退きについては他の法律による場合もあり、代表的なものは、石炭埋蔵地域(収用および開発)法(the Coal-Bearing Areas [Acquisition and Development] Act 1957)、野生生活保護法(the Wildlife Protection Act 1972)、森林(保護)法(the Forest [Conservation] Act 1980)などである(注14)。また高速道路のための土地収用は、中央政府管轄のものは国家高速道路法(National Highway Act 1956)により行われ、州政府の管轄にある高速道路については土地収用法に基づく。

現行の土地収用法はイギリス植民地時代に制定されたものである。独立後は、憲法372条により、独立以前の法令は破棄されない限り有効とされ、同法はそのまま存続し、何度かの改正を経ながら現在に至っている。「植民地期のインドおよび独立後のインドを通じて、1894年土地収用法ほど、体系的で広範な方法で貧しい人々の利益に反して用いられ、苦難をもたらしてきた法令は存在しない」[Gonsalves 2010, 37]とも評されている本法を以下検討する。

# 土地収用法(1894年)に基づく土地収用 手続(注15)

土地収用の手続の流れは、同法第Ⅱ章(4~17条)に定められており、通常の手続による場合と、緊急の手続による場合の2通りがある。なお、会社のための土地収用の場合には第Ⅱ章に加えて第Ⅲ章(39~44条)も関係する。それゆえ大きく分けて3通りあると理解してよいだろう。

#### (1) 通常の手続

通常の手続による場合には、公共の目的 (public purpose) のために、土地収用の必要がある、あるいは必要ありと思料されると政府が判断した場合には、4条1項により、地方治安判事 (District magistrate) が官報と2つの日刊地方紙に事前告示 (preliminary notication) を行う。この事前告示のおもな効果は、収用官 (collector) の同意なくして所有権者は対象地への投資を行えなくなることである。

次に、5A条により、事前告示から30日以内ならば、収用されるべき土地の所有者は事前告示に対する異議(objection)を書面で収用官に対して申し立てることができる。ただし、異議の根拠は限定されている(注16)。収用官は個々に聴聞(hearing)を行い、それらの異議に関する自らの意見を付けた報告書を関係政府機関に送付する。この報告書に基づき収用を行うかどうかの決定を政府は行う。

収用を実施すると決定した場合には、政府は、6条1項に基づき土地収用の宣言(declaration)を行う。この宣言には、収用される対象地の詳細や公共の目的が述べられていなければならず、宣言自体が公共の目的のために土地が必要とされている最終的な証拠として扱われる。この宣言は4条の事前告示から1年以内に行われなければならない。

この後に、政府は収用官に土地収用を行うよう命じ(7条)、収用官は土地を計測する(7条,8条)。次に収用官は9条により、土地所有者たちに一定期間内に補償の請求を出すようにという告示を行い、11条に基づき土地の価格や補償の配分を決定する。補償額の決定においては、考慮すべき事項(23条)、無視すべき事項(24条)を検討して決定する(15条)。基本的に、

その地域において過去3年間に売買された土地の平均価格を基準とし、事前告示の日の市場価格に基づくべきと同法は規定する。また土地収用の強制的な性格ゆえに見舞金(solatium)が市場価格の30パーセント相当提供される。関係当事者は土地の計測や土地価格について収用官に異議を申し立てることができる。

収用官は11条の下で異議に関して調査を行い,これが終了したところで、収用される土地、支払われるべき補償額、すべての関係当事者間にどう配分されるかを述べて、裁定(award)を行う。政府の承認なしに裁定を行うことはできず、裁定は6条の宣言が行われてから2年以内に行わなければならない。裁定の後に、収用官は補償額を支払い、あるいは支払いをするという提案を行ってすぐに土地を占有することができる(16条)。

土地所有者は、土地の計測、補償額、支払われるべき対象者、そしてその割り当てについて、裁定に対して書面で収用官に異議を申し立てることができ、収用官はこれを民事の下位裁判所に送致し、裁判所はこれを公開で審理する(18~22条)。裁判所による裁定(award)は収用官の行った裁定による補償額より低くなってはならない(25条)。収用される側はこの裁定の補償額をさらに高等裁判所で争うことが認められている(54条)。

#### (2) 緊急の土地収用

以上の通常の手続とは別に、17条が緊急の場合の手続を定めている。17条1項は、緊急の場合に、政府が命じれば11条の裁定が終了していない場合でも、9条の告示から15日が経過した後に収用官は土地を占有できると定める。さらに、17条4項によると、緊急の必要性がある場

合には4条の事前告示の後,5A条の異議申立 て手続を行わずに,政府はいつでも6条の宣言 を行うことができる。17条4項と1項を併せて 適用すれば,通常の手続では少なくとも3年ほ どかかる土地収用手続が1年半ほどで完了する。

### (3) 会社のための土地収用

会社のための土地収用の場合には, 第Ⅱ章に 加えて第Ⅲ章が関わる(38~44条)。

会社のために土地収用が必要である, あるい は必要ありと思料される場合も、通常の場合と 同じく, 4条の事前告示を行い, 5A条の異議 申立てが必要かどうか緊急性を政府は判断する。 緊急性があると判断した場合には、以下に説明 する第Ⅲ章の規定は適用されず,上述した緊急 の場合の手続となる。緊急条項を適用しない場 合には、次のステップとして、会社のための土 地収用の場合には、関係政府による事前の同意 (prior consent) (40条) と当該会社と事前同意を 与えた政府との間の書面による合意 (agreement) (41条) が必要である。事前の同意は, 5A条に 基づく収用官の報告か,40条1項の,(a) 当該 会社の労働者のための住居の建設, (aa) 公共 の目的のための作業を行うことになる会社の建 物や工場の建設,(b)公衆のためになると思料 される何らかの工場 (work) の建設, のため に必要であることに関する,40条2項で任命さ れた者の調査の後でなければ行えない。この同 意ないし合意がされた後は6条1項の宣言以下 の通常の土地収用の手続と同じである(39条)。 なお,本章に基づき土地を獲得した会社は政府 の事前の認可なくして土地を転売することはで きない (44A条)。このように会社のための土 地収用の場合には, 目的も手続も厳しくなり, 収用後の土地利用についても規制がかけられて

いる。

### 3. 現行法の特徴と問題点

以上、仕組みを概観したことから導かれる土 地収用法の特徴を検討する。まず、同法の仕組 みそのものの論点を整理すると、相互に関連す る 3 点を指摘することができる [Morris and Pandey 2007; Venkateswaran 2007; Choudhary 2009; Desai 2011; Kumar 2011; Levien 2011]。第1に, 土 地収用に関して住民が事前の決定過程へ関わる 権利は5A条の異議申立てのみであり、政府の 収用決定後にこの決定を争う道もまた, 不服申 立ても民事訴訟も, 収用する土地の計測や補償 額に関する争い以外は基本的に閉ざされている。 第2に、公共の目的、緊急性の有無の判断につ いては、政府の裁量にゆだねられており、こう した行政の判断に対する事前および事後の チェックが働きにくい。第3に、立ち退きを強 いられる住民のための代替地や雇用の提供、生 活の保証などについては何ら規定しておらず、 R&R は本法の範囲外となっており、結果的に 金銭の補償が立ち退きを強いられる住民に対し て必要にして十分であるとする前提に立ってい る。これらの根底にある問題は、植民地時代に 制定された同法が、政府側が迅速かつ安価に土 地収用をすることを優先していること, そして, そのために、公共の目的や緊急性は政府側が存 在すると判断すればそれで事足りるという仕組 みを基本としていることにある。

今ひとつ土地収用法の構造上の特徴は土地所 有者を個別に扱うという発想に立っていること である [Desai 2011]。たとえば4条の事前告示 に対する異議の聴聞は、異議申立人個々に行う とされているなど、利害関係人が一堂に会する 公聴会のような場の開催は要件とされておらず, 共同体やコミュニティがまるごと立ち退きを命 じられ、社会的紐帯が失われるようなケースに こうした手続が適合しているのか議論の余地が ある。また、これと関連する問題として、同法 は、異議申立てや補償は土地所有者にのみ認め、 収用対象地のコミュニティの一員である地権者 でない住民については対象としていない。

さらに同法の技術的な問題として、補償額の 設定方法の問題がある [Morris and Pandey 2007; Ghatak and Ghosh 2011]。同法は過去3年間に取 引された土地の価格を基準として補償額を定め るよう予定している。しかし、過去の市場価格 を基準とすることが機能するかどうかは、土地 収用法制度だけでは完結せず、より広い登記や 税制など土地制度一般、不動産市場一般の問題 を考慮せねばならない。実際に、たとえば、と りわけ農地については過去に取引がほとんど行 われていなかったり、州によって異なるものの 売買価格の10パーセントを超えていることの多 い印紙税を逃れるために売買価格を政府に安く 報告したり、そもそも報告しないなどの問題が 不動産市場には存在する [Morris and Pandey 2009: 佐藤 2011]。その結果、「過去の市場価格」 を参照する土地収用の補償額が往々にして現実 の市場の時価を大幅に下回るケースが少なくな い、という問題がある。

こうした構造上、技術的な問題と密接に関連して運用上の問題もある。もっとも重要な問題は、公共の目的や緊急性につき政府に大きな裁量が認められているために、政府は17条の緊急条項に依拠して、5A条の異議申立てを省略することも少なくなく、また、会社のための土地収用と思われる場合も、第W章を適用せずに、

第Ⅱ章の通常の手続ないし緊急の手続にて土地 収用を行う例が多いことである [Ray and Patna 2009]。

### 4. 立法部・執行部,司法部の対応

上述した土地収用法の問題に、立法部・執行 部, そして司法部が, どのような対応をしてき たかを次に検討したい。今一度整理し直すと, 第1に、公共の目的や緊急性をどう定義し、と りわけ企業活動のために土地収用を行う場合, 同法に規定されたどの土地収用ルートを使うべ きか、そしてこの手続に関する政府の決定をど うチェックするのか、つまり政府の裁量をどう 統制するかという問題, 第2に, 関係当事者を どの範囲で認め、その権利をどの範囲で保障す るのかという問題の2点にまとめることができ る。第2の点についてより詳しくは、土地収用 の意思決定過程への参加と決定後の異議や訴訟 をどのようなかたちで立ち退きを強制される住 民に認めるかといった手続的権利の問題と、補 償や代替地の提供など実体的権利の問題がある。 これらについては、次の改正法案の紹介のとこ ろでまとめて議論し、ここでは、公共の目的と 緊急性について検討する。

公共の目的の場合の土地収用(第Ⅱ章)と会社のために行う土地収用(第Ⅲ章)との線引きは独立直後から問題となっていた。結論から述べると、民間企業のための土地収用であっても、1ルピーでも公的な機関からの支出により土地収用の費用が賄われていれば、公共の目的があると判断され、通常の手続でよいと長らくされてきた [Ramanathan 2008; Desai 2011; Gonsalves 2010]。

1962年改正で40条1項(aa) 号が挿入される

までは第Ⅲ章の会社のための土地収用は、「公 共の目的」が要件とされていなかったために, 字義通り条文を読むならば、会社のための土地 収用であれば第₩章, 公共の目的の場合には第 Ⅱ章という区別であると解釈することも十分可 能であった。しかし、ある民間企業の従業員用 住宅建設のための土地収用が争われた1961年の 判決で,「公共の目的のための収用であること の基本的な条件は、収用の費用が公的基金に、 全体であれ一部であれ、負担されていることに ある」 (Pandit Jhandu Lal and Others v. The State of Punjab and Another, AIR 1961 SC 343) と最高裁が 判示したため(注17)、企業のための土地収用で あっても、わずかでも公的財源から土地収用費 用が捻出されていれば、それは公共の目的のた めの土地収用とみなされるようになり、つまり、 企業のための土地収用であっても, 公的資金か らの支出があれば第Ⅱ章, それがなければ第Ⅲ 章というかたちでの区別が第1の基準となった。 1962年の改正で40条1項(aa) 号が挿入されて, 民間企業のための土地収用であっても「公共の 目的」であるケースが存在することになったた め、「公共の目的」の意味と第Ⅱ章と第Ⅲ章の 区別の関係はさらにあいまいとなり、結果的に は「公共の目的」が広く解釈されて定着し、よ り簡便な第Ⅱ章の手続を使うことが事実上認め られていた。1984年改正法は、公共の目的の内 容を明確化し、かつ民間企業のための収用を第 Ⅷ章に基づいて行うことを明確にすることを目 的のひとつとしていたが、現実の慣行に変化は なく、最高裁もまた、たとえばダイヤモンド加 工の工業団地のための土地収用を州が第Ⅱ章で 行ったケースで (Pratibha Nama v. State of MP, 2003 10 SCC 626), 第Ⅱ章と第Ⅲ章は排他的で

はないと判示して、第Ⅱ章により民間企業のための土地収用を行うことを是認し続けている。

また、司法部は、いわゆる行政の第1次判断 権を尊重して土地収用の公共の目的に関する法 的判断を避ける傾向にある。たとえば Bajirao Kote v. State of Maharashtra 事件判決(1995 2 SCC 422) では「公共の目的が存在するか否か は州政府がまずもって判断するものであり、最 高裁あるいは高裁が公共の目的の有無を証拠に 基づき評価して自らの結論を下すものではな い」と判示している(注18)。さらに、収用された 土地の用途が後に変更されたり、土地の一部が 公共の目的ではなくても土地収用がひとたびさ れれば問題ないとするなどの判断を司法部は示 してきた [Desai 2011]。そして, この公共の目 的をどう定義し、かつどの場合にどの章の手続 を用いるべきかという論点については、司法部 は司法判断の対象となるとは判示しているもの の、いまだ踏み込んだ判断を示した判例はない [Gonsalves 2010] o

緊急条項についても、ある事案の土地収用に 緊急性があるかどうかは、これまではほぼ政府 の自由な裁量にゆだねられ、住民に異議申立て の機会が与えられるかどうかは、政府の判断次 第であった。しかし、最近では、緊急条項につ いては、司法部がこれを問題視するケースが出 始めている。前節で触れたように、2011年に なってからアラハバード高裁および最高裁が、 UP州が緊急条項を用いて収用した土地につき、 緊急条項を発動する権限を十分に正当化してお らず、当該土地収用は無効と判示している。

# 5. 新法案(2011年法案)の特徴と論点

土地収用法の改正については, 紆余曲折の末,

現行法である1894年土地収用法の改正を目指し た2007年法案 (The Land Acquisition [Amendment] Bill, 2007) の審議ではなく、2011年7月に発表 され,9月に下院に上程された,現行法を廃し 新法の制定を企図する2011年法案 (The Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Bill, 2011) (注19) の審議が行われることになった(注20)。 新法案はその名が示す通り R&R に関する規定 を含んでおり、もしこの新法案が成立すれば、 R&R は中央政府レベルではインド史上初めて の議会制定法となる。ただし、2011年11月現在 では、同法案が成立するかどうかまだ不透明で ある。それでも、今後しばらくは、本法案を軸 に土地収用問題が議論されていくであろうと予 想される。すでにこの法案について、今後の経 済発展に負の影響があるとする見解 [Ghatak and Ghosh 2011], 住民の権利よりも民間企業の 利益がまだ重視されていると議論する見解 「Sarkar 2011」など、さまざまな意見が表明され ており, 新法案の特徴と論点を簡潔に記してお

し、そのうち PPP のための土地収用、民間企 業のための土地収用については、当該プロジェ クトに80パーセントの関係当事者が合意して初 めて収用が可能としていること (3条 (za))。 第4に、緊急条項の発動について、国防のケー スなどに限定して、 基本的に政府の裁量の余地 をなくしていること (38条, 8条)。第5に、現 行法ではブラックボックスとなっている事前告 示を行うまでのプロセスにつき, 公聴会の実施 を含む社会影響評価を行うことを命じているこ と  $(4 \sim 8 \, \$)$ 。 第 6 に、 多毛作の灌漑された 土地の収用に制限を設けていること(10条)。 第7に、補償額の内容について、都市部で市場 価格の2倍以上,農村部で6倍以上となるよう, また開発されずに再販売される場合には立ち退 きを命じられた人々に値上がりした価格のうち 20パーセントを支払うこと (96条) など、現行 法よりも詳しくかつ手厚い補償を定めているこ と。第8にR&Rの実施を監督する機関(第Ⅲ 章), 土地収用をめぐる紛争を解決するための 土地収用 R&R 機関 (第Ⅲ章) を設立しようと していることである。

議論の余地のあるおもな論点は以下のとおりである [Chakravorty 2011; Ghatak and Ghosh 2011; Sarkar 2011]。第1に、公共の目的については現行法に比べて整理されているものの政府の裁量の余地は残してあること(3条(za))。第2に、事前告示以後の手続についてはR&Rの立案手続が並行して繰り込まれていることを除けば、現行法とあまり大きな違いはなく、土地収用決定自体を関係当事者が争うことを基本的に認めていない点も変化はないこと。第3に、PPPおよび民間企業のための土地収用の場合には80パーセントの住民の合意を要求しているが、な

ぜこの場合だけ住民の合意が必要で、ダムや高 速道路のインフラ事業など他のケースには住民 の合意は不要なのか、またなぜ80パーセントな のか(高すぎないか、あるいは低すぎないか)。第 4に、補償については、政府側が「過去の市場 価格 | を探し出して基準とするという方法は従 来と同じであり、そもそも土地収用に市場価格 基準を持ち込むこと自体が適切なのか(注21)。第 5 に、補償額の争いに下位裁判所の関与をなく す代わりに、新しい公的機関の設置が予定され ているが、こうした仕組みは果たして機能する のか。第6に、民間企業による土地の取得につ き、R&R が義務となるか否か面積を基準とし て定めているが、世帯数や人口は考慮しなくて よいのか。第7に、多毛作の農地を特別扱いす ることは適切か。

以上,新法案は現行法よりも土地収用により 影響を受ける者の生活や権利に配慮したものと なっているという評価は共通している。今後, どのような修正が施されて法案が最終的に成立 するのか(あるいはしないのか),そして仮に成 立した場合には,実際どう運営されるのか注目 される。

# Ⅲ 土地収用をめぐる争いの 激化の背景にある諸要因

本節では、近年の土地収用問題をより広い政治経済的、社会的な文脈において検討する。第 I 節でみたように、経済自由化以前のいわゆる 5 カ年計画時代にも工業化のための土地収用が存在し、第 II 節で示したように土地収用制度の核である土地収用法は基本的には自由化以前から同じである。そうであるにもかかわらず、な

ぜ土地収用をめぐる争いが近年社会問題として 顕在化しているのだろうか。ここでは、開発戦 略の転換、雇用条件の変化、権利意識および民 主制の深化という3つの側面から、インド社会 の変化と土地収用の問題を検討する。

第1に、政府の開発戦略の転換が重要である と思われる [Ran and Patra 2009; Chandrasekhar 2011; Kumar 2011]。インド政府は、公的部門を 主たる担い手とする経済開発という1950年代に 確立された基本方針を、1991年の経済自由化に より事実上放棄し、民間部門主導の経済発展に 舵を切った。そのため、土地収用についても、 利潤を追求すべき存在である民間企業のために 政府が土地を収用するケースが顕在化せざるを えないという変化がある。実際に、自由化以降 の開発プロジェクトは、民間企業に土地を利用 させる前提であるケースが顕著になっており, 農地保護政策が緩和され、州間の民間資本誘致 合戦も過熱し、とくに SEZ の建設計画は著し く増えている [The Perspectives Team 2007]。この ことは、土地を廉価で提供して、民間投資を呼 び込めば、雇用が増え、1人当たり所得も向上 するはずだというロジックにより、多くの場合 正当化される。つまり, 政府部門の役割は民間 部門の助成に変化し、そのひとつが経済開発の 主役となった民間部門に土地を取得させ、より よいインフラを提供することになった。このよ うな政府の役割の変化を前提として、土木や鉱 工業,不動産業などを営む少数の民間企業とこ れらのために土地収用を行う(腐敗した)政府 v. 多数の住民ないし農民という対立図式 (とそ のイメージ) が拡大再生産されているという側 面が、近年の土地収用問題の顕在化にはあると 思われる。

第2に、土地を収用された後の雇用の問題、 広くは生活の基盤を失った後の生活再建の問題 がある。経済自由化以前は、土地を収用される 者は、とくに、経済開発の主役であり雇用創出 の役割も負わされていた公的部門において雇用 される望みが小さくなかったと考えられるのに 対し、自由化は民間部門主導への政策転換を意 味し, それゆえ公的部門にて雇用される可能性 が顕著に低まったと考えられる [Sarkar 2007; Patnaik 2011] (注22)。また、経済自由化以降、雇 用の成長率は低く, 労働の非正規化が進展して 雇用状況や賃金条件は一般に格差が広がってい る [太田 2006]。とりわけ農民のもつ技能は他 の職種で有用となるケースは少ない。このよう に、雇用という側面からも、生活手段としての 土地を失うことに対する抵抗は自由化以前に比 べて強まる傾向にあると思われる。

第3に、経済自由化とは別の問題として、 「土地に対する所有権」から「生きる権利」へ という権利意識あるいは権利把握上の考え方に 徐々に変化が生じてきたと思われることも考察 すべきであろう [Fernandes 2004; Baxi 2008; EPW Editorials 2011]。 そもそも現行の土地収用法は, 土地収用権限が国家には固有に備わっているこ とを大前提としている。このことは最高裁の判 決に明確に述べられている。「公共の用に供す るために, 私的な所有物を収用する権限は国家 の性格であり、政府の存在にとって不可欠であ る。土地収用権限は主権国家は常に市民の所有 物を所有者の同意なくして公共善のために収用 することができるという原則のなかに認められ ている」 (Ram Chand v. Union of India, 1994 1 SCC 44 pp.49-50]<sub>o</sub>

この考え方は, 私的所有権の保障を国家の土

地収用権限の下位におくものであり、所有権は 思想の自由などの「普遍的人権」と異なり、国 家の土地収用権限に服しながら、国家に認めら れて初めて保障されるべき権利であると考える ものである。さらに上述したように、インドで は財産権はインド憲法上の「基本権」の地位す ら剥奪されており、個々人の財産権の保障は国 家の必要性に譲らねばならない、という思想と 通底する。先に引用したネルーの言葉も暗にそ のことを示しているだろう。

しかし、土地を収用されるということは、当 該土地で生活をしている者にとって、生活の基 盤が崩されることを意味する場合がある。それ ゆえ, 所有権の問題としてではなく, 憲法上の 基本権の「生きる権利」の問題として把握する ことも可能である。インドの司法部は、とりわ け1980年前後より公益訴訟を通じて司法積極主 義を展開し、社会的経済的弱者の権利を擁護し ようと努めてきたが、その際にとくに依拠した 実体的権利が憲法21条の「生きる権利」であり、 この「生きる権利」を拡大解釈してきた「Baxi 2008] (注23)。また、多くの土地収用問題において、 退官した裁判官などを招いて, インフォーマル な裁判を開き, いわば疑似判決を出すなどの活 動も根づいてきた。たとえば、こうしたイン フォーマルな裁判で、Singur や Nandigram の土 地収用事例につき, 国際的に認められた人権や インド憲法の基本権の保障に違反しているとの 「判決」が下されている (IMSE2007)。また Jaitapur の原子力発電所をめぐる土地収用につ いても同様にインフォーマルな市民裁判が企画 されている。

このように権利意識の変化もまた,近年の土地収用に対する住民の反対運動の活発化とつな

がっていると思われる。そしてこの権利意識の変化と反対運動の活発化ないし多様化は民主制の深化と密接に結びついていると思われる[The Perspectives Team 2007; Baxi 2008; Sathe 2011]。もちろん,票田確保のために野党などの政党組織が介入するケースや,人権団体などのNGOが経済自由化以降活動を広げていたり,視聴率を稼ぐためにメディアが土地収用問題に注目するようになったという側面もありうる。そうした側面も含めた広い意味での民主制の深化が,土地収用問題の顕在化に一役買っているように思われる(注24)。

もちろん以上の3点は現在の土地収用問題の 顕在化の背景をすべて説明し尽くしているわけ ではない。たとえば、不動産業セクターの発展 や農業セクターの変容もまた等しく重要な様相 であると思われ、また、中央政府および州政府 に対する信用という問題もある「Chandrasekhar 2011; Kumar 2011; Levien 2011] (注25)。いずれにし ても, 開発戦略, 雇用, 権利意識などインド社 会は独立当初からは、とりわけ経済自由化を契 機として、大きく変容しており、今の時点では、 好調な経済成長ゆえにとくに民間企業の活動活 発化により土地需要が増えており、 開発の名の 下に土地が収用されるが、結局、雇用を生みだ さず, 腐敗した政府が民間企業のために土地の 転売や投機に手を貸しているのではないか, と いう住民の不信や不安が広くあり、権利意識を 高めた住民が生活防衛のために声をあげ、これ に政党やメディアなどが介入し、土地収用問題 が顕在化するという連鎖ないし構図があると考 えられる。

# Ⅳ 土地収用と所有権に関する 理論的な問題について

前節でみたように、インドでは「開発と土地(収用)」という問題が経済自由化以前の時代とは形を変えて、改めて前面に出てきていると思われる。そこで最後に本節では、土地収用と所有権に関わる問題を、理論的なレベルで社会ないし経済開発との関わりで改めて整理しなおしたい。以下では、大きく3つの側面に分けて検討する。第1は、土地の再配分をどう行うことが効率的かに関する考え方、第2に、経済成長をもたらすには土地所有権をどう保障すべきかに関する考え方、第3に、土地収用権限を法理論的にどう把握しておくべきかに関する考え方である。

第1の論点は、土地の再配分に政府の強権的介入は必要なのか、必要だとしたらどのような局面でどのようなかたちで必要なのかという問題である。土地という財には、人間の直接の生産活動の産物ではなく、基本的には輸出も輸入もできないという性質があり、それゆえ社会の変化とともに再配分は不可避である。このような「希少な資源の再配分」については、市場(価格機構)にゆだね、「市場の失敗」があるときにのみ政府の介入が正当化される(もちろん「政府の失敗」の大きさも考量されねばならない)ことがミクロ経済学の教える基本である。

この点,土地の再配分をすべて市場にゆだ ねるべきだという見解は管見の限り存在しな い。なぜなら、買い手があるプロジェクトに必 要とされる土地の大部分を購入し終えた後に最 後に残った売り手が交渉力を強めて売値を効率 性を損なうほどにつり上げるというホールド・アップ(hold-up)問題が存在するため、市場を通じた再配分だけでは限界があり、政府の強権的な介入が必要だという理論的な説明が広く受け入れられているからである [Bernerjee et al. 2007; Morris and Pandey 2007; Sarkar 2007; Mohanty 2009] (注26)。それゆえ問題は土地収用のための政府の強権的な介入はどのような場合に認められるべきかということになる。より具体的には、前節までにみたように大きく分けて、目的、手続、R&R を含む広い意味での補償、当事者の範囲という相互に関連する4つの論点に集約される。

ここで重要なことは、目的の正当性や誰にどのような手続的および実体的権利を認めるべきかという問題を考えることは、土地には他の商品とは異なる性格があり、土地と人との関係として所有権だけではなく、他の要素も考慮されねばならないのではないかという問題を検討することを同義だ、ということである[Chandrasekhar 2011]。つまり、どのような目的であれば土地収用は正当化され、収用されるべき土地に関わるどのような者に手続的権利、実体的権利を認め、そしてその権利の内容をどう定めるかという問題の難しさは、土地ないし土地収用をめぐる諸関係を所有権の問題のみに還元することの難しさに起因している。

補償額の問題もまた、難しい理論的な問題を 孕む [Sarkar 2007; Morris and Pandey 2007; Ghatak and Ghosh 2011]。現行法および新法案のいずれ も、需給の見合ういわゆる均衡点で決まってい ると措定される市場価格を土地収用の補償の基 準としている。その前提として不動産市場が機 能していねばならず、登記制度などの条件整備 に関して政府介入の必要性は、とりわけ情報の 非対称性に関する理論が展開して以降, 広くコ ンセンサスがあると思われる。問題は、不動産 市場が機能していても、土地の価格は、諸般の 偶発的条件や投資により (たとえばまさに収用 目的のプロジェクトのために)大きく変化し、不 確実性の問題を顕著に伴うことである(注27)。も ちろん不確実性を伴う取引は土地以外にも多々 あり、不確実性が存在しようと、自発的な取引 であるならば契約法上のルールに従う限りで合 意があればよい。しかし、所有者の合意なくし て所有権を奪うことを土地収用はその本質とし ているために、どう合意を擬制(「補償」)する かという問題には常に議論の余地, すなわち価 値判断の余地が残る(注28)。インドの2011年新法 案は前文で「土地の市場価格の科学的な計算方 法が提案された」と述べているが、「科学的な」 計算方法がそもそも可能なのかという問題が存 在するということである(注29)。

第2の論点は、経済成長論において土地および土地に対する所有権がどのように把握されてきたかという問題である。実は、土地の問題は、農地に関する理論を除けば、経済成長論においては基本的に不在である [Sarkar 2007; Sathe 2011]。その集計生産関数 Y=F(K,L)をみれば明らかなように、産出(Y)は資本(K)と労働(L)の関数であり、そこには土地の問題は捉えられていない。この点、ごく大まかにいえば、開発経済学では、第2次世界大戦終了から間もない時期には、ルイスの2部門モデルなどに代表されるように、途上国では資本が希少であり、経済成長するには(とりわけ工業部門での)物的資本(physical capital)の蓄積が重要と考えられていた。その後1980年代から、内生

的経済成長理論が、持続的な経済成長のために 重要な技術進歩をもたらすものとして、人的資 本(human capital)の蓄積もまた重要であると 議論した。最近では、周知の通り、物的資本、 人的資本に加えて、社会的ネットワークや制度 などを包含する社会関係資本(social capital)が 経済成長に重要であるという説も主張されてい る(ik30)。

興味深い点は、こうした経済成長に関する諸 学説のなかで、土地の問題はあまり明示的には 表れないということである。製造業やインフラ に必要とされる土地は、全体からみれば微々た るもので、そうした土地を捻出する費用は、マ クロ経済的には、あるいは長期でみれば、大き な問題ではないということなのかもしれない。 たしかに、土地を取引する費用がゼロならば、 コースの定理として知られているように、当初 どのように所有権が割り振られていようと、市 場による自由な取引により最適な結果が得られ ることになる。しかし、土地収用はそもそも市 場による取引ではなく、そして土地収用という 国家権力の発動に訴えねばならないということ 自体、土地の再配分をめぐる取引費用が小さく はないことを示している。

この理論的な間隙を埋めるかのように、私的所有権が十分に保護されて初めて取引費用が小さくなり、それゆえ個々の主体が投資を行うインセンティブをもつことができるがゆえに、私的所有権が保障され安定している国ほど経済成長率が高いという仮説が有力に主張され、1990年代以降、広く支持されるに至っている[Yusuf and Stiglitz 2001]。効用を最大化する個人と利潤を最大化する企業を想定し、社会はそのような個々の主体を足し上げたものと等しいと仮定す

るならばおそらくは正しいこの主張も, とりわけ土地については現実社会をみれば注意すべき点が少なからず存在する。

すなわち, 近代社会における所有権保障の理 論的根拠である私的所有権絶対の原則 (および そのコロラリーの契約自由の原則) は、「身分か ら契約へ」というメイン卿のよく知られた言葉 に端的に捉えられているように、身分社会を打 破し個人を解放することで誕生した近代社会を 支える柱のひとつであるものの、 制約がないわ けではない。今では、私的所有権が絶対であり 契約が自由であるとしても、自己の所有物をど う使ってもよいわけではなく、自己の都合のよ いようにどんな内容の契約を結んでもよいわけ ではない。たとえば環境や安全などの観点から 設けられる建築規制や有害な排出物に対する規 制, 労働者や児童保護のための労働諸法による 規制、独占禁止法によるカルテル規制などが、 私的所有権絶対の原則あるいは契約自由の原則 に対する制約として、すぐに思い浮かぶであろ う。

こうした私的所有権絶対の原則に対する制約の最たるものとして、所有権者に何ら落ち度がないにもかかわらず、その財産を所有権者の合意なくして奪うケースがあり、その典型例が、たとえばインフラを充実させるための土地収用である。私的所有権絶対の原則を盾に土地収用が禁じられるならば、上下水道や道路網、灌漑などを整備し、空港や港湾、発電所や工業団地を建設することもおぼつかなくなる。その意味で、土地収用は経済発展のために存在し整備されればならない重要な法制度である。

以上の簡潔な議論から導かれることは,経済 発展のために私的所有権の剥奪もまた,必要が ある場合、少なくとも土地に関する所有権に関する限り、迅速に行えねばならない、という理論的な含意が存在するということである [Mohanty 2009]。それゆえ、所有権の保障が強ければ強いほど経済成長に正の影響があるという仮説には、少なくとも土地に対する所有権については留保が必要である。私的所有権の保障が経済成長にとって重要だと仮に認めるにしても(注31)、私的所有権は保障されねばならないと同時に保障されてはならないというアンチノミーが土地に関する所有権をめぐっては存在すると理解したほうがより正確だと思われるからである。

ここで次に問題になるのが、第3に、インド 最高裁が判示しているように、国家のもつ土地 収用の権限は国家に固有に備わった権限である, と理論的に構成してよいのかということである。 もちろん私的所有権の保障は、刑法(刑罰)や 民法(たとえば損害賠償)などで私的所有権へ の侵害を罰するとする国家の強制力を背景に担 保されている。その意味で国家は私的所有権を 保障するものである。しかし、同時に国家もま た私的所有権の侵害者たりえ, 国家による個人 の所有権の侵害を予防するものが経済的自由の 保障である。財産権などの経済的自由は、表現 の自由や思想の自由など精神的自由と切り離さ れて存在するわけではなく、すなわち、経済的 自由の制限は精神的自由の制限につながる側面 もあることを看過することはできない [Baxi 2008]。さらに、土地収用法理 (the doctrine of eminent domain) は、とくに植民地政府による土 地収用を正当化するという歴史的機能をもった ことも一面の事実である [Chakravorty 2011]。 それゆえ, はたしてインド最高裁の示している

土地収用権限の本質に関する解釈が妥当かどうか、所有権の保障を実体あらしめるものとしての国家と、経済的自由など個人の自由を危険にさらし憲法で縛りをかけるべき存在としての国家というアンチノミーを考慮して、土地収用法理の概念を再検討する必要もあると思われる。

### おわりに

土地収用は現実にも理論の上でも難しい問題を招来する。経済発展過程では、より正確には人々の生活がある限り潜在的にはいかなる場所であれいつの時代であれ、土地の利用方法の変更、つまり土地の再配分の問題は不可避であり、この過程には多かれ少なかれ社会的な摩擦が起こる。人の生活が土地を離れて存在しない以上、所有権(使用権、収益権、処分権)や占有権、借地権、通行権ひいては「生きる権利」など、土地に対する何らかの権利あるいは諸権利の束が、個人や法人に、法令や判例、慣習により認められており、土地収用は、それらの権利関係を変更し、制約しあるいは強制的に奪うことを意味するからである。

本稿の議論を今一度要約すれば、インドの土地収用をめぐる現状は、1991年の経済自由化により民間企業を主体とする開発戦略に舵を切って国家の役割が変化し、社会経済発展とともに権利意識や民主制も深化するなかで、一方で民間企業の事業が活発化し、製造業やインフラのための土地需要が前面に出て、他方で雇用の非正規化の進行など経済成長のいわば負の側面も次第に広く露わになり、土地収用を定める法制度上の諸欠陥と絡み合って、問題が顕在化していると捉えられる。理論的には、土地の(強権

的な)再配分は程度の差はあれいつの時代にも不可避であるという意味で普遍的な問題であり、何のために、誰に、どの程度の犠牲を強い、どのような補償を提供すべきか、という問題を時々に惹起し、インドの現在の事態にしても、土地収用、広くは土地所有権に関する諸理論に再検討を促していると思われる。

(注1) Mint や Business Standard といった産業界の見解を色濃く反映する日刊紙や週刊紙にはこうした見解が一般的である [Sarkar 2009]。

(注2) 農地改革の内容や成果は地域によって 相当に異なり、また法制度については土地収用 法よりも土地所有に上限を設ける法令のほうが より重要な役割を果たしたと思われる(これら の法令は州によって名称および内容ともに異な る)。農地改革の評価について詳しくは井上 (2002) を参照。

(注3) 財産権をめぐる政権側と司法部との攻 防を検討した邦文文献として安田 (1978) を参照。

(注4) ついに当時の首相インディラ・ガンディーが最高裁人事に強権的に介入する1973年の最高裁長官任命事件が起こり,さらに非常事態宣言下の1976年に司法部の司法審査権限と基本権を縮小することをその重要な内容とする第42次憲法改正が断行された。

(注 5) 多くの資料に引用されているが、たと えば Tripathi (2011, 126)。

(注 6) ナルマダー・ダム問題を検討した邦文 文献としては, たとえば柳澤ほか(2002)を参照。

(注7) 学術的なサークルでも Abhijit Banerjee, Pranab Bardhan, Kaushik Basu などの名だたる経済学者が、事件後ほどなく共同で本件につき「Nandigram 事件を越えて」と題する小論を発表していることからも、本事件の衝撃がうかがい知れる [Banerjee et al. 2007]。

(注8)以下, Kalinganagar 事件の経緯については, Padhi and Adve (2006), PUCL (2006), Mishra (2006), Mishra (2007) に依拠している。

(注9) 1993 年 新 鉱 物 政 策 (New Mineral

Policy)および鉱山および鉱物法(The Mines and Minerals Act, 1957)の改正により, 民間の参入と50パーセントまでの外資参加が許された。1999年にはこの1957年法に代わり鉱山および鉱物発展 規制法(the Mines and Minerals Development and Regulation Act, 1999)が制定されて,100パーセントまでの外資参加もまた認められるようなった。

(注10) たとえば、ボーキサイト鉱山採掘およびアルミナ製錬のためインド地場企業である Hidalco 社とカナダ企業である Alcan 社の合弁会社 (Utkal Alumina International) の事業のため土地収用の対象となっていたMaikanch村(Kashipur)で、2000年12月16日に警察が反対住民に発砲し死傷者が出、2004年12月にも6人が負傷したという [Sarangi et al. 2005; Mishra 2006]。

(注11) ヤムナ高速道路計画をめぐる経緯については Mahaprashasta (2011) をおもに参照している。UP 州ではほかに、1047キロにも及ぶガンガ高速道路も PPP 形式で計画されている。

(注12) 本件の経緯はおもに Mahaprashasta (2011) に依拠している。

(注13) なお憲法31A 条と31B 条は1951年の第 1次憲法改正で、31C条は1971年の第25次憲法改 正で挿入されている。31B条はある法令が裁判 所により無効と判決されても、憲法改正により 第9付表に当該法令がリストされると遡及的に 当該法令は有効とされると規定する。そのため, この31B条(および第9付表)が農地改革の推 進と財産権保護のせめぎ合いの法制度面での焦 点となった。実際, 当初はザミンダールを廃止 するための13の州法がここに含まれていただけ だったのに、現在では284もの法令が含まれるに 至っている。ただし、現在の最高裁の判例では 1973年 4 月24日以降に第 9 付表に含められた法 令については、憲法の基本構造を侵害している と思料される場合には,裁判所が当該法令の有 効性を審査することができると解釈している。

(注14) たとえば、森林(保護) 法については、 公有地に指定部族が暮らしている場合が典型的 なケースであり、いまだに解決をみないオリッ サ州におけるポスコ社のための土地の確保がこれに該当する [Park 2011]。予定地4004エーカーのうち438エーカーが私有地(土地収用法による収用)であり、残りの政府所有地については長年指定部族の住民が暮らしているため森林(保護)法によるクリアランスが必要となる。

(注15) 本節の説明は,土地収用法原文と土地 収用法のコンメンタールである Sankar (2007) および Chakraborty (2011) に依拠している。

(注16) 同条に列挙されている理由は、収用の目的が公共の目的ではない、当該土地はその目的にそぐわないなどであり、自らの生活基盤が失われることは異議を申し立てる理由とはならない。

(注17) なお前掲の、政府による企業のための土地収用について厳しい判断を下した1962年 RL Arora 事件判決は、この基準についてはすべての補償が企業から払われる場合には土地収用法第 Ⅲ章が適用されると判示し、結果的に、第 Ⅱ章の適用範囲を広げる可能性を是認していた。冷蔵庫用のコンプレッサーを製造する会社のための土地収用が争われた Smt Somawati and Otheres v. State of Gujarat(AIR 1963 SC 141)は、たとえ1パイサでも公的資金から収用費用が支出されていれば、企業のための土地収用を定める第 Ⅲ章ではなく、公共の目的のための第 Ⅱ章による土地収用でよいと判示した。

(注18) かつては、最高裁は、公共の目的は司法判断に適さないと判示していた(Jagaveera Rama Muthukumara Zamindar of Ettayapuram v. State of Madras, 1954 SCR 761)。しかし、2008年の Sooraram Reddy v. Collector, Ranga Reddy District(2008, 9 SCC 552)にて、司法判断の対象となると判示している。

(注19) Bill No. 77 of 2011, http://rural.nic.in/sites/downloads/general/LS%20Version%20of%20 LARR%20%20Bill.pdf (最終アクセス2011年10月23日).

(注20) 2007年改正法案は十分に住民の権利に 配慮していないと報告した,ソニア・ガンディ 会議派総裁を委員長とする国家諮問会議 (National Advisory Council: NAC) の勧告 (NAC 2011) を大幅に取り入れる形で、2011年5月の内閣再編で農村開発省大臣となった Ramesh(前 NAC 委員)の強い意向で、急遽、新法案が提出されることになった。

(注21) 補償額が市場に悪影響を及ぼさないか, 取引の少ない農村部では土地市場価格を認定で きるのか,農村部と都市部の土地の線引きはど うするのか、といった懸念がある。

(注22) 前述したように、立ち退きを余儀なくされた人々が、その後どのような雇用を得たかについて、経済自由化以前についても以後についても、きちんとした統計があるわけではない。

(注23) ただし、公益訴訟における最高裁および高裁の判決や決定がすべて弱者救済の方向であったかというと、留保が必要である。詳しくは佐藤(2001) を参照。

(注24) 当然ながら、政治的に大きな「声」を もっている地域とそうでない地域がある。

(注25) 政府に対する信用が低ければ低いほど、たとえ土地収用の目的が正当だという合意があるとしても、補償や代替の土地を政府がきちんと対応しないだろうとの予測を基にした反対は強まるだろう。

(注26) もちろん厳密には、ホールド・アップ 問題の存在がすなわち政府の介入を正当化する わけではない。この問題への対処は政府介入以 外に方法がないわけではないからである。

(注27) よく知られているように、フランク・ナイトや J.M. ケインズは、確率により予測できるリスク (risk) と異なり、確率的事象ではなくその意味で計算できないものとしての不確実性 (uncertainty) の問題を重視した。

(注28) 補償額の問題に関する比較法的な研究 としては Mahalingam and Vyas (2011) を参照。

(注29) 市場価格を基準とした補償,将来にわたる利潤のシェアのほかにも,代替地や雇用の提供などを含めて考えれば,何が適切な補償なのかという問題は価値判断から自由であることはおよそ困難であろうと思われる。

(注30) 経済発展と社会関係資本に関する議論

についての批判的な検討については Fine (2010) を参照。

(注31) いわゆる資本の原始蓄積が資本主義的発展にとって重要だと考えるならば、原始蓄積過程で強い土地所有権の保障が存在することはむしろ経済成長の弊害となると捉えることになる。たとえば Khan and Jomo (2000) を参照。

#### 文献リスト

〈判例集〉

All India Reporter (AIR)
Supreme Court Cases (SCC)
Supreme Court Reports (SCR)

#### 〈英語文献〉

Banerjee, A.V., P. Bardhan, K. Basu, M.D. Chaudhury, M. Ghatak, A.S. Guha, M. Majumdar, D. Mookherjee, and D. Ray 2007. "Beyond Nandigram: Industrialisation in West Bengal." Economic and Political Weekly 42(17): 1487-1489

Baxi, U. 2008. "Development, Displacement and resettlement: A Human Right Perspective." In *India: Social Development Report 2008*. ed. Council for Social Development, 17-26. New Delhi: Oxford University Press.

Chakraborty, R. 2011. Law of Land Acquisition and Compensation (second edition). Allahabad: Orient Publishing Company.

Chakravorty, S. 2011. "A Lot of Scepticism and Some Hope." *Economic and Political Weekly* 46 (41): 29-

Chandrasekhar, C.P. 2011. "Unusual Asset." *Frontline* 28 (12): 26-28.

Choudhary, T. 2009. "Use of Eminent Domain: Process and Its Critique." In *India Infrastructure Report* 2009: Land – A Critical Resource for Infrastructure. ed. 3iNetwork: 73-79, New Delhi: Oxford University Press.

Desai, M. 2011. "Land Acquisition Law and the

- Proposed Changes." *Economic and Political Weekly* 46 (26&27): 95-100.
- EPW Editorials 2011. "Against Dispossession." Economic and Political Weekly 46 (30): 7-8.
- Fernandes, W. 2004. "Rehabilitation Policy for the Displaced." *Economic and Political Weekly* 39 (12): 1191-1193.
- ——2008. "Sixty Years of Development-induced Displacement in India: Scale, Impacts, and the Search for Alternatives." In *India: Social Development Report 2008*. ed. Council for Social Development, 89-102. New Delhi: Oxford University Press.
- Fine, B. 2010. *Theories of Social Capital: Researchers Behaving Badly*, London: Pluto.
- Ganguli, A.K. 2006. "Right to Property: Its Evolution and Constitutional Development in India." *Journal of the Indian Law Institute* 48(4): 489-526.
- Ghatak, M. and P. Ghosh 2011. "The Land Acquisition Bill: A Critique and a Proposal." *Economic and Political Weekly* 46 (41): 65-72.
- Gonsalves, C. 2010. "Judicial Failure on Land Acquisition for Corporations." *Economic and Political Weekly* 45(32): 37-42.
- IMSE (Institute for Motivating Self-Employment) 2007. International People's Tribunal Report on Evictions in West Bengal, Kolkata: IMSE.
- Kakani, R.K., T.L.R. Ram, and N.S. Tigga 2009.
  "Insights into Land Acquisition Experience of Private Business in India." In *India Infrastructure Report 2009: Land—A Critical Resource for Infrastructure*. ed. 3iNetwork, 135-142. New Delhi: Oxford University Press.
- Khan, M.H., and Jomo, K.S. eds. 2000. Rents, Rent-Seeking and Economic Development: Theory and Evidence in Asia. Cambridge: Cambridge University Press.
- Kumar, A. 2011. "The Battle for Land: Unaddressed Issues." *Economic and Political Weekly* 46 (25): 20-23
- Levien, M. 2011. "Rationalising Dispossession: The

- Land Acquisition and Resettlement Bills." *Economic and Political Weekly* 46(11): 66-71.
- Mahalingam, A. and A. Vyas 2011. "Comparative Evaluation of Land Acquisition and Compensation Process across the World." *Economic and Political Weekly* 46 (32): 94-102.
- Mahaprashasta, A. A. 2011. "Standing up to the State," Frontline 28 (12): 9-18.
- Mishra, B. 2006. "People's Movement at Kalinga Nagar: An Epitaph or an Epitome?" *Economic and Political Weekly* 41 (7): 551-554.
- Mishra, I. 2007. "Heat and Dust of Highway at Kalinganagar." *Economic and Political Weekly* 42 (10): 822-825.
- Mohanty, N. 2009. "Eminent Domain Powers:
  Rationale, Abuse and Way Forward." In *India*Infrastructure Report 2009: Land—A Critical
  Resource for Infrastructure. ed. 3iNetwork, 44-50.
  New Delhi: Oxford University Press.
- Morris, S. And A. Pandey 2007. "Towards Reform of Land Acquisition Framework in India." *Economic and Political Weekly* 42 (22): 2083-2090.
- 2009. "Land Markets in India: Distortions and Issues." In *India Infrastructure Report 2009:*Land—A Critical Resource for Infrastructure. ed.

  3iNetwork, 13-19. New Delhi: Oxford University Press.
- NAC (National Advisory Council) 2011. Proposals of Working Group for Consideration of NAC-II: Suggestion for Land Acquisition (Amendment) Bill 2009. http://nac.nic.in/pdf/working\_group\_proposal\_for\_larr.pdf (最終アクセス2011年10月 23日).
- Padhi, R. and N. Adve 2006. "Endemic to Development:

  Police Killings at Kalinga Nagar." *Economic and Political Economy* 41(3) 181-187.
- Park, J. 2011. "Korean FDI in India: Perspectives on POSCO-India Project." *Transnational Corporations Review* 3(2): 22-30.
- Patnaik, U. 2011. "Agrarian distress." Frontline 28(12): 22-25.

- Planning Commission, Government of India 2002. *Tenth Five Year Plan* Vol.2.
- PUCL (People's Union for Civil Liberties Orissa) 2006. *Police Firing Kalinganagar*. http://www.avantishanti.de/PUCLReponKalinganagar.pdf (最終アクセス2011年10月23日).
- Ramanathan, U. 2008. "The Land Acquisition Act 1894:
  Displacement and State Power." In *India: Social Development Report 2008*. ed. Council for Social Development, 27-38. New Delhi: Oxford University Press.
- Ray, S. and S. Patra 2009. "Evolution of Political Economy of Land Acquisition." In *India Infrastructure Report 2009: Land—A Critical Resource for Infrastructure*. ed. 3iNetwork, 41-43. New Delhi: Oxford University Press.
- Sankar, P.K. 2007. *Law of Acquisition of Land in India* (second edition). Kolkata: Eastern Law House.
- Sarangi, R., R. Pradhan and S. Mohanty 2005. "State Repression in Kashipur." *Economic and Political Weekly* 40 (13): 1312-1314.
- Sarkar, A. 2007. "Development and Displacement: Land Acquisition in West Bengal." *Economic and Political Weekly* 42(16): 1435-1442.
- Sarkar, R. 2009. "Overview of the Report." In *India*Infrastructure Report 2009: Land—A Critical
  Resource for Infrastructure. ed. 3iNetwork, 1-9.

  New Delhi: Oxford University Press.
- Sarkar, S. 2011. "The Impossibility of Just Land Acquisition." *Economic and Political Weekly*, 46 (41): 35-38.
- Sathe, D. 2011. "Political Economy of Land and Development in India." *Economic and Political Weekly* 46 (29): 151-155.
- The Perspectives Team 2007. *Abandoned: Development and Displacement*. New Delhi: Perspectives.
- Tripathi, P.S. 2011. "Sacrificial Lambs." *Frontline* 28 (12): 126-128.
- Venkateswaran, S. 2007. "Industrial Displacement: Looking Beyond Cash Compensation." *Economic*

- and Political Weekly 42 (22): 2050-2051.
- Yusuf, S, and J Stiglitzs 2001. "Development Issues: Settled and Open." In Frontiers of Development Economics: The Future in Perspective. eds. GM Meier and J Stiglitzs, 227-268. New York: Oxford University Press.

#### 〈日本語文献〉

- 井上恭子 2002.「インドの農地改革の評価をめぐって――社会正義実現と経済性重視の狭間で」 『アジア経済』43巻8号 24-40.
- 太田仁志 2006.「インドの労働経済と労働改革のダイナミズム」内川秀二編『躍動するインド経済: 光と影』アジア経済研究所 126-167.
- 佐藤隆広 2011. 『インドの不動産市場と資産価格バブル』 INDAS Working Paper 2011(4).
- 佐藤創 2001.「『現代型訴訟』としてのインド公益訴訟(1)(2)」『アジア経済』42巻6号2-25,7号18-36
- 安田信之 1978. 「憲法における財産権――財産権の 変容と国家政策の指導原則」大内穂編『インド 憲法の基本問題』アジア経済研究所 87-134.
- 柳澤悠、アミター・バーヴィスカル、スダルシャン・アーヤンガール 2002.「ナルマダー開発における立ち退き民と反対運動」柳澤悠編著『現代南アジア4:開発と環境』東京大学出版会259-299.
- [付記] 本稿の草稿を報告した Ambedkar University (Delhi) におけるセミナー (2011年11月23日) にて Arindam Banerjee, Jyotirmoy Bhattacharya, Chirashree Das Gupta, Asmita Kabra, Surajit Mazumdar の各氏から貴重なコメントをいただいた。また本誌 2 名の 匿名レフェリーからも重要な指摘をいただいた。 記して感謝したい。もちろんありうべき誤りはすべて筆者の責に帰する。

(アジア経済研究所地域研究センター, 2011年11月 7日受領, 2011年12月28日, レフェリーの審査を 経て掲載決定)